

広環協四部会設立にあたり

県内全域合理化達成を



合理化対策部会
部会長 川村 広晶

合理化対策部会は合特法でいう合理化を正しく理解し、実現する為に次代の経営者で構成される広環協青年部において誕生しました。それまでの間、組織形態として連合会方式をとっていた我々は、現支部の前身である各々の協同組合に諸問題の解決を委ねてきた為に、先頭に立つ指導者の行動力と指揮統率力により、合理化の実現速度と、その成果に同じ組合員でありながら大きな差異が生じてきた事は否めない事実であります。これらの諸問題を解決すべく風通しの良い単協組織となつた新生「広環協」について、それまでの間、先輩方のご指導により力をつけた青年部員は次代経営者から正に、その大部分が各々の会社の代表者として名実共に実動部隊として成長致しました。私は、合理化対策部会が組合の存亡の根幹をなす部会であると自負しており、部会長として身の引き締まる思いでいっぱいである事は言うまでもあります。ですが、まずは組合員の皆様が自らの地元以外の出来事を対岸の火事としてではなく、自分自身の事として真剣に考えて頂きたいと願つて止みません。合理化について申せば、これまで組合員の求められる声を受けて行動を起こしてきた過去を脱却し、むしろ組合側から組合員に対して問い合わせ、働き掛け、指導をすべく方向転換すべきであると確信しております。

私はこれまでの間、数々の市町村において合理化の交渉や、協議の場に参加させて頂きましたが、何といつても強く感じる事は

どうなる? 「区分見直し」と 「市町村合併」 :

規制緩和対策部会
部会長 沈勝義

政府は、平成十二年から循環型社会形成推進基本法の下、各種リサイクル法の制定や廃棄物処理法等の改正により、廃棄物・リサイクル関連法を体系的に整備し、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となつて進める循環型社会の構築を目指しています。

こうした中、これまでの廃棄物の定義・区分、廃棄物の処理に係る規制制度のあり方など、廃棄物・リサイクル制度基本問題について検討がなされ、今まさに「区分の見直し」がされようとしております。しかし、これまで市町村の処理責任において適正に処理されてきた一般廃棄物の経緯を考えますと、小規模零細事業者に全ての排出者責任を負わせるような区分見直しは、不法投棄や処理責任の放棄など廃棄物の不適正処理につな

時代の流れと共に、我々業者も行政も過去のルーツの記憶が薄つあるという事であります。処理場の未整備の方便として、処分をも許可され得生み出され、国民生活を支え続けてきた我々業者と行政の一体感が、いかばかりのものでなければならないかを考える時、現在合理化が足踏みを続ける原点が、その欠如にある事が間違いのないものではないかと実感いたします。行政は業者に対し、「業を営み、利益を得る権利を与えてやつているのだ。」と間違ふた認識が強くなりつつある事が合理化の実現を入口から難行させているといつても過言ではないでしょう。

私たち業者と行政が正面から向かい合った時の目線は果たして水平でしようか。知らず知らずの間に過去を忘れ去り、どちらかが上で、どちらかが下に向いたりしていいでしょうか。

合理化は下水道化の時代に直面した我々業者にとっては死活問題である事は言うまでもありませんが、この問題を解決する事は同時に行政の処理責任を全うする手段としても必要欠くべからざるものであるという認識を忘れてはなりません。しかし、残念ながら合理化交渉や協議の経緯を見る時、合理化の達成がなされた原因が、ただ「業者が騒ぐから何とかしなくては」というのもも少くなく「合理化が、いわゆる最後の一軒が下水道に繋ぎ込まれるまでの間の適正処理の為に、行政にとつても必要であるから」という認識に立つたものであるのかどうか疑問に思うのは私だけでしょうか。

市町村合併を目前にして、合理化対策部会は県内全市町村の合理化の更なる早期実現を目指して市町村ごとの現状の再把握と、具体的な目標設定と計画に従つた行動をする所存であります。つきましては青年部はもとより全組合員の皆様方には相互扶助の精神を尊重され、一糸乱れぬ团结をもつて共に行動されますようご理解、ご協力をお願い申上げます。

現在の業務の維持・発展と 新業務・新技術に対する促進

業務開発推進部会
部会長 福岡伸次

がると思われます。一方、廃棄物のリサイクル推進による循環型社会の構築が、新たな環境ビジネスに発展するとした考え方もありますが、廃棄物処理等の環境問題は経済優先で考えるよりも、廃掃法の目的である「国民の生活環境の保全と公衆衛生の向上」を最優先に考えるべきであり、戦後経済発展を優先したばかりに、汚水など廃棄物の垂れ流しにより引き起こされた深刻な公害問題を繰り返す事は許されません。

規制緩和対策部会としては、あくまでも廃棄物の適正処理に主眼を置いた行政改革が推進されるよう、組合員の皆様と共に活動していくことを考えております。

また広島県では市町村合併特例法の下、行政改革大綱を受け、多数の自治体が市町村合併について協議を進めており、規制緩和対策部会としては、あくまでも廃棄物の適正処理にかかる経緯を考えますと、市町村合併による枠組み変更後も引き続き適正な処理が継続されるべきであり、当面は現在の処理体制を維持すべきだと考えます。このことにつきましても、規制緩和対策部会の活動を通じ関係各方面に働きかけていきたいと考えております。

今後共、全組合員の一致団結を持つてレベルアップを目指していきたいと思います。

適正処理の更なる推進を目指して



適正業務推進部会
部会長 柿木大造

当部会では適正業務の確立並びに適正料金の積算標準化を目指し、広環協組合員の経営の安定と地域における信頼の確立を図ると共に、県内一般廃棄物の適正且つ継続的・安定的な処理に寄与すると共に事業主及び従業員の資質の向上を目的としておりま

す。この目的達成の為、一・適正料金の積算標準化(原価計算の出し方)、二・農集・下水道・浄化槽の業務マニュアルの作成、三・大会企画運営、四・法的根拠の明確化、五・合理化交渉への参加を、事業の柱として今後対応していくことを考えております。

今は、持続して実践することが大切と確信しております。また県内で進められている合理化交渉で代替業務を取得した場合、われわれ中小企業にとって困難な業務が発生することも予測されるが、そのような場合でも、全組合員が代替業務に対応できるよう業務のパックアップ体制の構築をしなければなりません。

例えば、資格取得を含めた人材育成・人材派遣、機器購入等あらゆる支援を考える必要があります。

そして、環境ビジネスに関する的確な情報収集をし、情報ネットワークシステム構築等は、今後の聖域なき規制改革の中、生きるために必ず必要な課題であると認識しております。また、新技术(例えばディスポーザー排水処理システム等)の研究も欠かせないものとなっています。以上を重要課題として、実現に向けた目標行動の明確化を行い、策定に邁進していく所存であります。

今後共、全組合員の一致団結を持つてレベルアップを目指していきたいと思います。

適正業務部会で、業務マニュアルを作成し、同時に適正料金(原価計算の計算式)を作成するものであります。適正業務を行い、適正な料金設定をしなければなりません。

今後のスケジュールとしてまず、モデルとしての適正業務の業務マニュアルを作成し、同時に適正料金(原価計算の計算式)を作成するものであります。適正業務を行い、適正な料金設定をしなければなりません。



業務開発推進部会では従業員を含めた組合員の教育及び情報等に関する活動を急務と認識しております。

また、現在の従業員を含めた組合員への「業務への誇りと自觉」「環境に携わる者としての認識」等、精神面でのサポート、また業務における資格の検討などあらゆる方面からの人材育成

(3) 平成14年9月

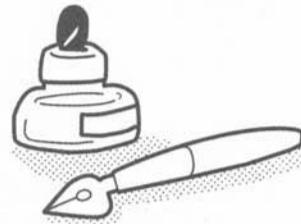
広報・広 環 協

全国環境整備事業協同組合連合会の設立三十周年を迎える、ここに記念誌が刊行されますことを心からお祝い申し上げますと共に、三十年間の歴史において合特法の制定をはじめとする数々の偉大なる功績を残し、我々業界の成長発展にご尽力を賜りました諸先輩の皆様にあらためて敬意を表しそれより感謝を申し上げる次第であります。

ご高承のとおり、今我々の業界を取り巻く情勢は、前世紀から引き継いだ様々な困難や課題に直面し、今後どう展開していくのか想像もつかない乱世に突入した感があります。特に二十一世紀の循環型社会の構築に向けて制定された「循環型社会形成推進基本法」と、あわせて容器包装リサイクル法をはじめとした廃棄物・リサイクル関連法が体的に整備される中、国の中環境審議会において審議されている廃棄物処理法の定義と区分の見直し問題は、長年に亘り一般廃棄物処理事業に誠実に取り組んできた我々業界の根幹を握るがす大変重要な問題である。

激震の予感漂う現代において、将来に夢と希望を抱き、環境整備事業と

認識と価値観に基づき行動する事でしか、その問題の解決に繋がるものではありません。



全国環境整備事業協同組合連合会の設立三十周年を迎える、ここに記念誌が刊行されますことを心からお祝い申し上げますと共に、三十年間の歴史において合特法の制定をはじめとする数々の偉大なる功績を残し、我々業界の成長発展にご尽力を賜りました諸先輩の皆様にあらためて敬意を表しそれより感謝を申し上げる次第であります。

全国環境整備事業協同組合連合会の設立三十周年を迎える、ここに記念誌が刊行されますことを心からお祝い申し上げますと共に、三十年間の歴史において合特法の制定をはじめとする数々の偉大なる功績を残し、我々業界の成長発展にご尽力を賜りました諸先輩の皆様にあらためて敬意を表しそれより感謝を申し上げる次第であります。

また、我々業界が抱えるもう一つの大きな課題としては、「下水道整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」、いわゆる合特法の制定から二十七年と

も、毎年のように全国大

会のスローガンに掲げら

れ、未だ達成されていない「全市町村による合理化事業計画の策定」とその完全実施についても、

一度歳月が過ぎた今でも、毎年のように全国大

会のスローガンに掲げら

れ、未だ達成されていな

れ、未だ達

